

表彰規程

公益社団法人日本バイアスロン連盟

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本バイアスロン連盟（以下、「当連盟」という。）が、バイアスロン競技の発展の功績のあった役員等個人会員及びチーム等団体に対して行う表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 当連盟は、次のいずれかの基準を満たす個人及び団体に対して表彰を行うことができる。

- 2 長年にわたり当連盟、各地方組織、チーム等の運営及び事業実施、競技の普及・振興に貢献することをもって当連盟の発展に寄与した会員個人及び団体。
- 3 当連盟の理事及び監事の役職に通算10年以上在任して退任した者。
- 4 当連盟の代議員の役職に通算10年以上在任して退任した者。ただし、前号に掲げた当連盟の理事及び監事の役職に在任していた期間を有する者は、当該期間を本表彰に係る在任期間に通算することができる。

(表彰者等審査会)

第3条 当連盟に表彰者等審査会（以下、「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前条の基準に照らして被表彰者について審査選考を行う。
- 3 審査会の委員は、当連盟会長が当連盟代議員及び理事の中から若干名を委嘱する。なお、当連盟代表理事、専務理事及び事務局長はその職務上就任と同時に審査会の委員となる。
- 4 審査会委員の任期は、各委員の代議員及び理事の任期と同一とする。
- 5 審査会は当連盟会長の招集により随時開催することができ、その議長となる。
- 6 審査会は、審査選考の結果を速やかに当連盟理事会に報告するものとする。

(表彰者の推薦)

第4条 表彰者の推薦は、当連盟代議員、理事及び各地方組織の長により行う。

- 2 前項に掲げた推薦は、所定の推薦理由書を当連盟事務局に提出することで行う。
- 3 第1項に掲げた推薦は随時行うことができる。

(表彰者の決定)

第5条 表彰者は、第3条に定めた審査会の審査結果を踏まえ、当連盟理事会の議決をもって決定する。

(表彰式等)

第6条 表彰式は、表彰者及び団体への表彰状及び感謝状等の授与をもって行う。ただし、特に功績が顕著であると認められる個人及び団体に対しては、第3条に定めた審査会の審査報告並びに理事会の議決に基づき、表彰状にあわせて記念品等を贈呈することができる。

- 2 表彰式は、必要に応じこれを随時行うことができる。

(細 則)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会でこれを定める。

附 則

この規程は、令和4年12月17日から施行する。

改 定 令和6年6月7日